

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会

第 1 回 常 任 委 員 会



国スポ開催まであと **787** 日
障スポ開催まであと **814** 日

日 時：令和 5 年 8 月 3 日（木）午後 1 時 3 0 分～

場 所：高島市民会館



湖国の感動 未来へつなぐ

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



目 次

○報告事項

第1号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会役員の変更・・・・・・3

第2号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市開催推進総合年次計画
(年度別業務一覧)の第一次改定・・・・・・6

(総務企画専門委員会決定事項)

第3号報告

わた SHIGA 輝く国スポ高島市識別用品整備要項・・・・・・9

第4号報告

わた SHIGA 輝く国スポ高島市遺失物・拾得物取扱要項・・・・・・11

第5号報告

わた SHIGA 輝く国スポ高島市保険加入要項・・・・・・21

第6号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市協賛取扱要項・・・・・・24

第7号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市協賛取扱基準・・・・・・28

第8号報告

わた SHIGA 輝く国スポ高島市ボランティア募集要項・・・・・・30

第9号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市観光接伴実施要項・・・・・・36

第10号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市案内所・休憩所設置要項・・・・・・37

第11号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市売店設置運営要項・・・・・・39

第12号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市歓迎装飾実施要項・・・・・・54

(競技式典専門委員会決定事項)

第13号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市リハーサル大会実施要項・・・・・・55

(宿泊衛生専門委員会決定事項)

第14号報告

わた SHIGA 輝く国スポ高島市弁当調達要項・・・・・・57

第15号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市医療救護要項・・・・・・60

第 16 号報告
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市感染症（防疫）対策要項・・・62

第 17 号報告
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市食品衛生対策要項・・・63

第 18 号報告
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市環境衛生対策要項・・・65

(輸送交通専門委員会決定事項)

第 19 号報告
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市輸送交通業務実施要項・・・67

第 20 号報告
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市警備消防防災業務実施要項・・・71

○参考資料

参考資料 1
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会会則・・・74

参考資料 2
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会専門委員会規程・・・79

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会
第1回常任委員会次第

日時：令和5年8月3日（木）

午後1時30分から

場所：高島市民会館

1 開会

2 委員長あいさつ

3 報告事項

(1) 第1号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会役員の変更

(2) 第2号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市開催推進総合年次計画
（年度別業務一覧）の第一次改定

(3) 第3号報告

わた SHIGA 輝く国スポ高島市識別用品整備要項

(4) 第4号報告

わた SHIGA 輝く国スポ高島市遺失物・拾得物取扱要項

(5) 第5号報告

わた SHIGA 輝く国スポ高島市保険加入要項

(6) 第6号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市協賛取扱要項

(7) 第7号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市協賛取扱基準

(8) 第8号報告

わた SHIGA 輝く国スポ高島市ボランティア募集要項

(9) 第9号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市観光接伴実施要項

(10) 第10号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市案内所・休憩所設置要項

(11) 第11号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市売店設置運営要項

(12) 第12号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市歓迎装飾実施要項

(13) 第13号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市リハーサル大会実施要項

(14) 第14号報告

わた SHIGA 輝く国スポ高島市弁当調達要項

- (15) 第 15 号報告
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市医療救護要項
- (16) 第 16 号報告
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市感染症（防疫）対策要項
- (17) 第 17 号報告
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市食品衛生対策要項
- (18) 第 18 号報告
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市環境衛生対策要項
- (19) 第 19 号報告
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市輸送交通業務実施要項
- (20) 第 20 号報告
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市警備消防防災業務実施要項

4 閉会

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会役員の変更

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会会則第8条第3項の規定を準用し、令和4年8月17日から令和5年8月3日までの間におけるわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会役員の変更について、次のとおり報告します。

【副会長】 2名

(順不同・敬称略)

所属機関・団体名・役職	新任者	前任者
高島市議会 議長	高木 広和	廣本 昌久
高島市教育委員会 教育長	川島 浩之	上原 重治

【常任委員】 18名

所属機関・団体名・役職	新任者	前任者
高島市議会 副議長	是永 宙	河越 安実治
高島市議会総務常任委員会 委員長	河越 安実治	澤本 長俊
高島市議会文教福祉常任委員会 委員長	磯部 亜希	早川 浩徳
滋賀県ソフトボール協会 会長	西村 高司	出原 逸三
滋賀県中学校体育連盟高島支部 支部長	村田 秀俊	斉藤 隆史
高島市小学校長会 会長	地村 俊彦	藤田 善弘
高島市中学校長会 代表	土永 晶	斉藤 隆史
社会福祉法人高島市社会福祉協議会 会長	西村 陽子	古川 進
西日本旅客鉄道(株)近江今津駅 駅長	伊原 浩徳	入江 定勝
(公益社団法人高島青年会議所 理事長)	-	西川 将平
滋賀県高島健康福祉事務所(高島保健所) 所長	切手 俊弘	松原 峰生
滋賀県高島土木事務所 所長	久保 雅則	沼田 淳
滋賀県警察本部高島警察署 署長	民徳 隆	中川 哲
高島市総務部 部長	小島 猛	藤原 秀夫
高島市健康福祉部 部長	山本 功	西村 陽子
高島市商工観光部 部長	藤森 泰男	小島 猛
高島市消防本部 消防長	青谷 守	中尾 正行
高島市議会事務局 局長	饗庭 眞二	枝 秀樹

(令和5年8月3日現在)

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会常任委員会名簿

(順不同・敬称略)

【会長】 1名

所属機関・団体	役職	氏名	備考
高島市	市長	福井 正明	

【副会長】 4名

所属機関・団体	役職	氏名	備考
高島市議会	議長	高木 広和	新任
一般社団法人高島市スポーツ協会	会長	伊藤 隆樹	
高島市	副市長	中川 義人	
高島市教育委員会	教育長	川島 浩之	新任

【常任委員】 42名

所属機関・団体	役職	氏名	備考
高島市議会	副議長	是永 宙	新任
高島市議会総務常任委員会	委員長	河越 安実治	新任
高島市議会文教福祉常任委員会	委員長	磯部 亜希	新任
高島市議会産業建設常任委員会	委員長	福井 節子	
一般社団法人高島市スポーツ協会	副会長	井花 春美	
一般社団法人高島市スポーツ協会	副会長	今西 拓也	
滋賀県ウエイトリフティング協会	会長	清水 鉄次	
滋賀県ソフトボール協会	会長	西村 高司	新任
滋賀県銃剣道連盟	会長	小林 久真	
一般財団法人滋賀県高等学校野球連盟	代表理事	樋口 康之	
高島市スポーツ推進委員会	会長	武田 基裕	
滋賀県小学校体育連盟高島支部	支部長	前川 朋弘	
滋賀県中学校体育連盟高島支部	支部長	村田 秀俊	新任
滋賀県高等学校体育連盟ウエイトリフティング部	部長	大道 敏喜雄	
滋賀県高等学校体育連盟ソフトボール部	部長	秋永 尚哉	
高島市小学校長会	会長	地村 俊彦	新任
高島市中学校長会	代表	土永 晶	新任
滋賀県立安曇川高等学校	校長	大道 敏喜雄	
高島市商工会	会長	福田 久司	
高島経済会	代表幹事	川島 達郎	
一般社団法人滋賀県高島市医師会	会長	松本 道明	

所属機関・団体	役職	氏名	備考
社会福祉法人高島市社会福祉協議会	会長	西村 陽子	新任
公益社団法人びわ湖高島観光協会	会長	前川 為夫	
滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合高島支部	支部長	青谷 章	
西日本旅客鉄道(株)近江今津駅	駅長	伊原 浩徳	新任
一般社団法人滋賀県バス協会	会長	田畑 太郎	
滋賀県高島健康福祉事務所（高島保健所）	所長	切手 俊弘	新任
滋賀県高島土木事務所	所長	久保 雅則	新任
滋賀県警察本部高島警察署	署長	民徳 隆	新任
高島市政策部	部長	西川 彰	
高島市総務部	部長	小島 猛	新任
高島市市民生活部	部長	北村 英明	
高島市環境部	部長	中島 勲	
高島市健康福祉部	部長	山本 功	新任
高島市子ども未来部	部長	清水 真理子	
高島市農林水産部	部長	長瀬 正弘	
高島市商工観光部	部長	藤森 泰男	新任
高島市都市整備部	部長	柳生 徹	
高島市消防本部	消防長	青谷 守	新任
高島市議会事務局	局長	饗庭 眞二	新任
高島市民病院事務部	部長	長谷川 善一	
高島市教育委員会事務局教育指導部	部長	饗庭 一弥	

会長	1名
副会長	4名
常任委員	42名
計	47名

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市開催推進総合年次計画 (年度別業務一覧)の第一次改定

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市開催推進総合年次計画を別紙のとおり改定したことを報告します。

(改定内容)

【総務企画関係】

- 1 「大会運営ガイドライン」は、各基本計画に基づく具体的な方針等を示すものであり、各基本計画および各要項の内容を改めて取りまとめるといったものであり、各個別の要項等によりその内容を把握することが可能であるため、策定不要であると判断し策定を取りやめるものとする。
- 2 「協賛取扱要項」については、当初令和4年(2022年)度に策定することとしていたが、滋賀県実行委員会が企業協賛推進要綱を決定したのが令和4年8月であったため、県要綱に基づいて市実行委員会の協賛取扱要項に関する内容を検討したことから、令和5年度に策定するものとする。

【輸送交通関係】

- 1 「輸送交通実施要項」から「輸送交通業務実施要項」へ改称するものとする。
- 2 「警備消防防災実施要項」から「警備消防防災業務実施要項」へ改称するものとする。

(別表) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 高島市開催推進総合年次計画 (年度別業務一覧)

第一次改定

年度	令和3年度 (2021年度) (4年前)	令和4年度 (2022年度) (3年前)	令和5年度 (2023年度) (2年前)	令和6年度 (2024年度) (1年前)	令和7年度 (2025年度) (開催年)
主要行事		日スポ協・文科省 総合視察 開催・会期決定		国スポリハーサル大会 開催 中央競技団体 最終視察	障スポリハーサル大会 開催
準備組織	準備委員会設立発起人会 開催 準備委員会設立総会・ 第1回総会開催 常任委員会開催	第1回実行委員会総会 開催(改組) 総務企画専門委員会開催 競技式典専門委員会開催 宿泊衛生専門委員会開催 輸送交通専門委員会開催 庁内推進本部設置	実施本部設置		
総務企画関係	総務企画	開催準備総合計画 進行管理	識別用品整備要項 遺失物・拾得物 取扱要項 保険加入要項 大会運営ガイドライン	リハーサル大会 識別用品整備 リハーサル大会 遺失物・拾得物取扱 リハーサル大会 保険加入 リハーサル大会 実施本部マニュアル	本大会識別用品整備 本大会 遺失物・拾得物取扱 本大会保険加入 本大会 実施本部マニュアル
	財務	協賛取扱要項	協賛取扱要項	協賛の推進	
	広報	広報基本計画 広報啓発活動推進	大会報告書編成方針検討	大会報告書編成方針	大会報告書作成
	市民協働	市民協働基本計画	市民協働推進 ボランティア募集要項 リハーサル大会 ボランティア業務計画 炬火イベント実施計画	本大会ボランティア 業務計画 ボランティア募集・研修 リハーサル大会 ボランティア配置 炬火イベント実施要項	本大会ボランティア配置 炬火イベント実施
	観光接伴	観光接伴基本計画	観光接伴実施要項 案内所・休憩所設置要項 売店設置要項 歓迎装飾実施要項	ガイドブック等 作成・配布 リハーサル大会 案内所・休憩所設置 リハーサル大会売店設置 リハーサル大会歓迎装飾	本大会 案内所・休憩所設置 本大会売店設置 本大会歓迎装飾

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ開催 総会(解散総会)開催

(別表) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 高島市開催推進総合年次計画 (年度別業務一覧)

年度	令和3年度 (2021年度) (4年前)	令和4年度 (2022年度) (3年前)	令和5年度 (2023年度) (2年前)	令和6年度 (2024年度) (1年前)	令和7年度 (2025年度) (開催年)
競技式典関係	競技	競技運営基本計画	競技別実施計画 競技日程・組合せ表 競技用具整備計画・整備 競技役員等編成案 競技会係員・補助員編成計画 リハーサル大会実施要項 デモンストレーションスポーツ実施要項検討	競技別実施要項 競技用具整備 競技役員等編成 競技会係員・補助員編成・養成 国スポリハーサル大会開催 デモンストレーションスポーツ実施要項	競技別プログラム作成 組合せ抽選会 競技役員等委嘱 競技会係員・補助員委嘱 デモンストレーションスポーツ開催
		式典	式典基本計画	式典実施要項	各競技会 開始式・表彰式実施
		施設	施設整備基本計画	リハーサル大会会場設営仕様書作成	リハーサル大会会場設営 本大会会場設営仕様書作成
宿泊衛生関係	宿泊	宿泊基本計画	リハーサル大会宿泊実施要項 弁当調達要項	本大会宿泊実施要項 リハーサル大会弁当調達実施	本大会宿泊本部設置 本大会弁当調達実施
		医事衛生	医事衛生基本計画	医療救護要項・要領 リハーサル大会救護所設置計画 感染症(防疫)対策要項・要領 食品衛生対策要項・要領 環境衛生対策要項・要領	本大会救護所設置計画 リハーサル大会救護所設置
輸送交通関係	輸送交通	輸送交通基本計画	輸送交通業務実施要項 リハーサル大会輸送計画	本大会輸送計画 リハーサル大会輸送実施	本大会輸送本部設置
		警備消防	警備消防防災基本計画 リハーサル大会警備消防防災計画	警備消防防災業務実施要項 リハーサル大会警備消防本部設置	本大会警備消防防災計画 リハーサル大会警備消防本部設置

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ開催
総会(解散総会)開催

わた SHIGA 輝く国スポ高島市識別用品整備要項

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」（以下「大会」という。）および競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、本市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等の識別用品について、必要な事項を定める。

2 整備品目

識別用品として整備する品目は、簡素・効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。

(1) リハーサル大会

- ア IDカード（カードケースを含む。以下同じ。）
- イ 服飾品（帽子をいう。）
- ウ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品

(2) 大会

- ア IDカード
- イ 服飾品（帽子およびベスト等をいう。）
- ウ その他大会の運営上必要が生じた識別用品

3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、次のとおりとする。ただし、配布対象者によっては、簡素・効率化を考慮して、識別用品の一部のみ配布とすることができる。

- (1) 大会役員
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員
- (4) 競技補助員
- (5) 競技会係員
- (6) 競技会補助員
- (7) 選手、監督
- (8) 視察員、報道員
- (9) 大会関係者
- (10) その他わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認める者

4 識別用品の着用

配布対象者は、原則として実行委員会が準備する識別用品を着用しなければならない。

5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として実行委員会が指定し、大会およびリハーサル大会に従事する役員、係員等の識別を図ることができるものとする。

ただし、競技団体および共催市等が整備する識別用品については、この限りではない。

6 競技団体による整備

競技役員および競技補助員に配布する識別用品については、競技団体が代替品目の整備を希望し、整備品目およびデザインについて、実行委員会が競技運営等により必要と認められた場合は、その整備に要する費用を負担することができる。

なお、競技団体が整備する場合の負担金の単価は、実行委員会が同様の識別用品の整備に要する1人あたりの額を上限とする。

7 他市実行委員会との協議による整備

他市実行委員会と共催で実施する競技に係る識別用品については、当該市実行委員会と協議のうえ、定める。

8 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、令和5年6月29日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ高島市遺失物・拾得物取扱要項

1 趣旨

この要項は、遺失物法（平成18年法律第73号）に基づき、第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」において、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が管理する競技会場、練習会場、駐車場等において、遺失物または拾得物の届出があった場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 取扱いおよび保管

- (1) 遺失物または拾得物の届出に係る取扱いは、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実施本部が各競技会場に設置する受付案内所で実施し、受付案内担当がその取扱いおよび一時保管を行う。
- (2) 受付案内担当は、届出があった日の業務終了までに落とし主が判明しない場合は、その拾得物を総務担当に引き継ぐ。
- (3) 総務担当は、引き継いだ拾得物を盗難・紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所に保管する。ただし、高額な金品等については、速やかに実行委員会へ引き継ぐ。
- (4) 競技会終了後の遺失物および拾得物の取扱いは、実行委員会において行う。

3 届出の処理

- (1) 拾得物の届出を受けた場合は、拾得者の面前で拾得物を確認のうえ、拾得者の氏名等必要事項を聴取し、拾得物届出一覧表（様式第1号）および拾得者管理台帳（様式第2号）に記入するとともに、拾得物名札（様式第3号）を取り付け、一時保管する。
- (2) 拾得者には、拾得物に係る権利の意思および遺失者に対する氏名等告知同意について確認したうえで、拾得者が交付を希望しない場合を除き、拾得物預り書（様式第4号）を作成し、その写しを交付する。
- (3) 遺失物の届出を受けた場合は、遺失者の氏名等必要事項を聴取し、遺失物届出一覧表（様式第5号）に記入する。さらに、拾得物届出一覧表と照合し、該当する拾得物がないときは、遺失者が高島警察署へ届け出るように説明する。

4 遺失物の返還および拾得者への連絡

- (1) 遺失物の届出を受け、遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等により遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第6号）を作成し、遺失者本人の署名を受けて返還する。
- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、委任状（様式第7号）を受理した後に、運転免許証等により代理人本人であることを確認するとともに、遺失物受領書を作成し、

代理人本人の署名を受けて返還する。

- (3) 前各号により返還する場合に、拾得者が拾得物に係る権利を希望し、かつ、氏名等告知に同意しているときは、拾得者の氏名等を遺失者に告知し、拾得者に対する報労金の支払義務等があることを説明する。

また、拾得者が氏名等告知の同意をしていない場合には、拾得者に対し、返還した旨を連絡する。

5 拾得物の引継ぎおよび警察署への提出等

- (1) 総務担当は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合、拾得物およびその関係書類一式を実行委員会に引き継ぐ。
- (2) 実行委員会は、総務担当から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物について、拾得物の届出を受けた日から7日以内に拾得物提出書（様式第8号）を添えて高島警察署に届ける。
- (3) 実行委員会は、前号の拾得物を高島警察署に届け出た後に、遺失者から遺失の申し出があった場合は、高島警察署に届け出た旨を申出者に説明し、遺失の申し出があった旨を高島警察署に伝える。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における遺失物および拾得物の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、令和5年6月29日から施行する。

競技(種別)

会場 安高体 今津運動公園G 新旭体 今スタ

拾得物届出一覧表

受 理		拾得者区分	拾 得		受理取扱者		取扱経過	
番号	日 時		日 時	場 所	返還取扱者			
	月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 匿名 <input type="checkbox"/> 大会関係者	月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 競技会場 <input type="checkbox"/> 練習会場 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> ()			<input type="checkbox"/> 月 日返還済 <input type="checkbox"/> 実行委員会引継	
拾得物の種類 および特徴等 (出来るだけ詳しく)			現金	※総額、金種等を記入		物 品	※名称、色等を記入	特徴等
	月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 匿名 <input type="checkbox"/> 大会関係者	月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 競技会場 <input type="checkbox"/> 練習会場 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> ()			<input type="checkbox"/> 月 日返還済 <input type="checkbox"/> 実行委員会引継	
拾得物の種類 および特徴等 (出来るだけ詳しく)			現金	※総額、金種等を記入		物 品	※名称、色等を記入	特徴等
	月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 匿名 <input type="checkbox"/> 大会関係者	月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 競技会場 <input type="checkbox"/> 練習会場 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> ()			<input type="checkbox"/> 月 日返還済 <input type="checkbox"/> 実行委員会引継	
拾得物の種類 および特徴等 (出来るだけ詳しく)			現金	※総額、金種等を記入		物 品	※名称、色等を記入	特徴等
	月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 匿名 <input type="checkbox"/> 大会関係者	月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 競技会場 <input type="checkbox"/> 練習会場 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> ()			<input type="checkbox"/> 月 日返還済 <input type="checkbox"/> 実行委員会引継	
拾得物の種類 および特徴等 (出来るだけ詳しく)			現金	※総額、金種等を記入		物 品	※名称、色等を記入	特徴等

※ 受理番号は連番とし、拾得時間が不明瞭な場合は〇〇分頃と記載すること。
 本表は、閲覧用も兼ねていることから、個人を特定する情報は記載しないこと。

拾得者管理台帳

受 理		拾 得 者 情 報			
番号	日 時	届け出た方 ^{※1}		権利放棄 ^{※2}	氏名等告知 ^{※3}
	月 日 時 分	氏名 住所	連絡可能な電話番号	<input type="checkbox"/> 報 労 金 <input type="checkbox"/> 所 有 権 <input type="checkbox"/> 費 用 請 求 権	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
	月 日 時 分	氏名 住所	連絡可能な電話番号	<input type="checkbox"/> 報 労 金 <input type="checkbox"/> 所 有 権 <input type="checkbox"/> 費 用 請 求 権	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
	月 日 時 分	氏名 住所	連絡可能な電話番号	<input type="checkbox"/> 報 労 金 <input type="checkbox"/> 所 有 権 <input type="checkbox"/> 費 用 請 求 権	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
	月 日 時 分	氏名 住所	連絡可能な電話番号	<input type="checkbox"/> 報 労 金 <input type="checkbox"/> 所 有 権 <input type="checkbox"/> 費 用 請 求 権	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
	月 日 時 分	氏名 住所	連絡可能な電話番号	<input type="checkbox"/> 報 労 金 <input type="checkbox"/> 所 有 権 <input type="checkbox"/> 費 用 請 求 権	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
	月 日 時 分	氏名 住所	連絡可能な電話番号	<input type="checkbox"/> 報 労 金 <input type="checkbox"/> 所 有 権 <input type="checkbox"/> 費 用 請 求 権	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
	月 日 時 分	氏名 住所	連絡可能な電話番号	<input type="checkbox"/> 報 労 金 <input type="checkbox"/> 所 有 権 <input type="checkbox"/> 費 用 請 求 権	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
	月 日 時 分	氏名 住所	連絡可能な電話番号	<input type="checkbox"/> 報 労 金 <input type="checkbox"/> 所 有 権 <input type="checkbox"/> 費 用 請 求 権	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
	月 日 時 分	氏名 住所	連絡可能な電話番号	<input type="checkbox"/> 報 労 金 <input type="checkbox"/> 所 有 権 <input type="checkbox"/> 費 用 請 求 権	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない

※1 拾得物届出一覧表の拾得者区分が「一般」の場合に記入する。(大会関係者は氏名・係名等記入)

※2 拾得物に関する権利(報労金、所有権、費用請求権)を**放棄する場合にチェック**を入れる。

※3 拾得者の氏名、住所および電話番号を遺失者に**告知することの同意**について**チェック**を入れる。

なお、同意しない場合は、報労金に関する権利を希望できないことを拾得者に説明すること。

様式第3号

拾 得 物 名 札		
競技種別	<input type="checkbox"/> ウェイトリフティング <input type="checkbox"/> ソフトボール <input type="checkbox"/> 銃剣道 <input type="checkbox"/> 高等学校野球(軟式)	
競技会場	<input type="checkbox"/> 安曇川高校体育館 <input type="checkbox"/> 今津総合運動公園第1グラウンド・第2グラウンド <input type="checkbox"/> 新旭体育館 <input type="checkbox"/> 今津スタジアム	
拾 得 物 受理番号	第 号	
受理日時	月 日 時 分	
拾得者 区分	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 匿名 <input type="checkbox"/> 大会関係者	
拾得物 の概要	現金	円
	物品	
受理取扱 担当者名	※競技会係員間で判別できる名を記入	

拾得物預り書

受理番号	受理日時	年	月	日	午前・午後	時	分
第 号	拾得日時	年	月	日	午前・午後	時	分頃
拾得場所	<input type="checkbox"/> 競技会場() <input type="checkbox"/> 練習会場() <input type="checkbox"/> 駐 車 場() <input type="checkbox"/> その他()						
拾得物	現金	総 額		金 種 内 訳			
		1万円 枚	5千円 枚	2千円 枚	1千円 枚	500円 枚	
	円	100円 枚	50円 枚	10円 枚	5円 枚	1円 枚	
物 品	名 称 等		特 徴 等			数 量	
拾得者	住 所	〒					
	フリガナ氏名		電話	自宅	携帯		
権利放棄の申告および氏名等告知の同意	上記拾得物に対する <div style="display: inline-block; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-left: 10px;"> <input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 報労金(お礼)、費用を受け取る権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 所有権を取得する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 権利を放棄しません。 </div> 遺失者に対する <input type="checkbox"/> 氏名、住所、電話番号の告知に同意します。 <div style="text-align: right;">拾得者氏名 _____</div>						
個人情報関連物件は、遺失物法第 35 条の規定により、定められた期間が経過しても所有権を取得できない場合があります。 <input type="checkbox"/> 了解しました。 ※所有権を放棄しない場合のみ記入							
施設(占有)の名称および所在地	<input type="checkbox"/> 安曇川高等学校体育館 高島市安曇川町西万木 1168 <input type="checkbox"/> 今津総合運動公園 高島市今津町日置前 3110 (第1・第2グラウンド・今津スタジアム) <input type="checkbox"/> 新旭体育館 高島市新旭町旭 818				<input type="checkbox"/> その他		
注1 この預り書(写し)は、確認のために必要となる場合がありますから紛失しないよう保管ください。 2 あなたは、拾得物の評価額の5~20%の1/2の範囲内で報労金(お礼)を受け取ることができます。 3 落とし主が判明しない場合は、本日から1週間以内に高島警察署へ提出します。なお、警察署への提出後、3か月以内に落とし主が判明しない場合は、あなたがこの拾得物の所有権を取得します。 4 注2・注3について、拾得後 24 時間経過した場合や権利放棄された場合は、該当しません。	上記拾得物を預かりました。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> わたしSHIGA輝く国スポ・障スポ 高島市実行委員会 会長						
				受理取扱者	(自署)		

※ 太枠内は、必ず自署(拾得者本人が記入)してください。

競技(種別)

会場 安高体 今津運動公園G 新旭体 今スタ

遺失物届出一覧表

届出		遺失			届出取扱者	取扱経過
番号	日時	日時	場所		返還取扱者	
	月 日 時 分	月 日 時 分				<input type="checkbox"/> 月 日返還済 <input type="checkbox"/> 実行委員会引継
遺失者		(住所) (氏名)		(電話)		
遺失物の種類 および特徴等 (出来るだけ詳しく)	現金	※総額、金種等を記入		物品	※名称、色等を記入	特徴等 ※その他の特徴を記入
	月 日 時 分	月 日 時 分				<input type="checkbox"/> 月 日返還済 <input type="checkbox"/> 実行委員会引継
遺失者		(住所) (氏名)		(電話)		
遺失物の種類 および特徴等 (出来るだけ詳しく)	現金	※総額、金種等を記入		物品	※名称、色等を記入	特徴等 ※その他の特徴を記入
	月 日 時 分	月 日 時 分				<input type="checkbox"/> 月 日返還済 <input type="checkbox"/> 実行委員会引継
遺失者		(住所) (氏名)		(電話)		
遺失物の種類 および特徴等 (出来るだけ詳しく)	現金	※総額、金種等を記入		物品	※名称、色等を記入	特徴等 ※その他の特徴を記入
	月 日 時 分	月 日 時 分				<input type="checkbox"/> 月 日返還済 <input type="checkbox"/> 実行委員会引継
遺失者		(住所) (氏名)		(電話)		
遺失物の種類 および特徴等 (出来るだけ詳しく)	現金	※総額、金種等を記入		物品	※名称、色等を記入	特徴等 ※その他の特徴を記入

※ 届出番号は連番とし、遺失時間が不明瞭な場合は〇〇分頃と記載すること。

遺失物受領書

拾得物 受理	会場			遺失物 届出	会場		
	番号	第	号		番号	第	号
拾得日時		年 月 日		午前・午後		時 分頃	
拾得場所		<input type="checkbox"/> 競技会場() <input type="checkbox"/> 練習会場() <input type="checkbox"/> 駐車場() <input type="checkbox"/> その他()					
拾得(遺失)物	現金	総額		金種内訳			
		円	1万円 枚	5千円 枚	2千円 枚	1千円 枚	500円 枚
			100円 枚	50円 枚	10円 枚	5円 枚	1円 枚
	物品	名称等		特徴等			数量
<p>上記の拾得(遺失)物を受領しました。</p> <p>年 月 日</p> <p>わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 高島市実行委員会 会長 様</p> <p>本人(代理人)</p> <p>住所 _____</p> <p>氏名 _____</p> <p>電話 () _____</p>							
返還時の 本人確認方法		<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード※ ※カードの記載情報での目視確認のみ行い、番号の確認は不要 <input type="checkbox"/> その他()					
備考		返還取扱者			(自署)		

※ 太枠内は、必ず受領者本人が記入してください。

委任状

【代理人(代わりに受け取る方)】

住所 _____

氏名 _____

委任者との関係 _____

私(委任者)は、上記の者を代理人と定め、わたSHIGA輝く国スポ等における遺失物の受取に係る一切の権限を委任します。

年 月 日

【委任者(頼む方)】

住所 _____

氏名 _____

電話 _____ () _____

注:本委任状は、すべて委任者(頼む方)が自署してください。

拾 得 物 提 出 書

遺失物法第4条第1項または第13条第1項の規定により、次のとおり物件を提出します。
 なお、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ高島市市実行委員会は本件に係る一切の権利を放棄します。

年 月 日

滋賀県高島警察署長 様

住所 高島市新旭町北畑 565 番地

代表者名 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

高島市実行委員会 会長

担当者氏名

連絡先 0740-25-8567

※受理番号

番号	物件の種類および特徴等		拾得者の氏名・住所等	権利および告知同意	拾得および交付の日時・場所
	現金(内訳)	物 品			
	総額 円		氏名 住所 電話	<input type="checkbox"/> 全権利主張 権利放棄 <input type="checkbox"/> 一切の権利 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権 氏名等告知同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	拾得日時 年 月 日 時 分頃 拾得場所
	(内訳:金種×枚数)				交付日時 年 月 日 時 分頃 交付場所
	総額 円		氏名 住所 電話	<input type="checkbox"/> 全権利主張 権利放棄 <input type="checkbox"/> 一切の権利 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権 氏名等告知同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	拾得日時 年 月 日 時 分頃 拾得場所
	(内訳:金種×枚数)				交付日時 年 月 日 時 分頃 交付場所
	総額 円		氏名 住所 電話	<input type="checkbox"/> 全権利主張 権利放棄 <input type="checkbox"/> 一切の権利 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権 氏名等告知同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	拾得日時 年 月 日 時 分頃 拾得場所
	(内訳:金種×枚数)				交付日時 年 月 日 時 分頃 交付場所
備考					

- 注1 ※の欄には、記載しないこと。
 2 □印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。
 3 拾得から24時間以内に交付せず失権となった場合や氏名等告知同意の確認が不明の場合などは、いずれの□にもレ印は付さず、その旨を備考欄に記載すること。

わた SHIGA 輝く国スポ高島市保険加入要項

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」（以下「大会」という。）の開催準備業務および開催期間中（以下「大会期間中」という。）の円滑な大会運営を図るため、大会関係者または第三者に発生した事故等に対して補償するため、保険加入に関し、必要な事項を定める。

2 契約

保険は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が直接または社会福祉法人高島市社会福祉協議会（以下「社協」という。）を通じて、損害保険会社と保険契約を締結する。

3 保険内容

実行委員会は、次に掲げる事故について、必要に応じて損害賠償責任保険および傷害保険に加入する。

(1) 損害賠償責任事故

大会期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、案内所等および会場内外に設置する看板や仮設物等、実行委員会が所有または管理運営するものならびに運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体または所有物に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護所等での医師または看護師等の医療行為および看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

エ 受託者賠償事故

実行委員会が借り受け、または預かった第三者の財物を破損、汚損もしくは紛失させたことにより、損害賠償責任を負う事故をいう。

オ ボランティア賠償責任事故（社協取扱保険）

競技会補助員の活動中の偶然な事故に起因して、第三者に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

(2) 傷害事故

大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員、医師および看護師等の

大会従事者が、大会期間中等に従事しているとき、または当該業務に従事するため自宅もしくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上において発生した偶然の事故により、生命または身体に生じた事故をいう。

また、一般観覧者においては、実行委員会が管理運営する競技会場エリアにおいて発生した偶然の事故により、生命または身体に生じた事故をいう。

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次に掲げる事故については保険の対象としない。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めるもの

(2) 傷害事故

- ア 保険対象者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 保険対象者の疾病、心神喪失による事故
- エ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めるもの

5 事故報告

- (1) 大会期間中等に事故が発生した場合、競技会係員は速やかに事故報告書（様式第1号）を作成し、実行委員会に提出しなければならない。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を損害保険会社に連絡し、所定の手続きを行う。

6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、当該保険契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通約款、特別約款および特別条項の定めるところによる。
- (2) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会における保険加入の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、令和5年6月29日から施行する。

事 故 報 告 書

年 月 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会
 会長 様

報告者 所属： _____
 氏名： _____

事故発生日時	年 月 日 ()	時 分頃
事故発生場所		
事故発生状況 (できるだけ詳しく)		

【物損事故の場合】

被害物	被害物名	
	被害状況	
	被害物の写真	有 ・ 無 【撮影者氏名】
所有者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

【傷害事故の場合】

負傷者	参加区分 (該当を○で囲む)	大会役員 ・ 競技会役員 ・ 競技役員 ・ 競技補助員 ・ 競技会補助員 (ボランティア) ・ 医師 ・ 看護師 ・ 一般観覧者 ・ その他 ()
	住 所	
	氏 名	(年齢： 歳、性別：男・女)
	電話番号	
	親権者氏名	※18歳未満の子が負傷した場合のみ記入
医療機関	名 称	
	電話番号	
	担当医師	
傷害内容	傷 病 名	
	症状・程度等	----- -----

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」および競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における協賛の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 協賛の内容

協賛の内容は、原則として大会の広報啓発および歓迎装飾に係る物品またはその他大会の運営に要する用具等（以下「協賛物品等」という。）の受入れによる。

3 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の方法は、提供または貸与とする。
- (3) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (4) 協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を協賛者に交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等にかかる費用は、原則として協賛者の負担とする。

4 協賛として受け入れないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に反するものおよび公の秩序または良俗を乱すおそれがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼす恐れがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等に係ると認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの
- (6) その他実行委員会が適当でないとするもの

5 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示することができない場合は、この限りではない。
- (2) 前号の規定により表示する場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、実行委員会と協議し、実行委員会の承認を得て行うこと。

6 協賛への謝意

協賛を受けたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことができる。また、必要に応じて実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。

7 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会終了までとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、令和5年6月29日から施行する。

協 賛 申 込 書

年 月 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会
 会長 様

(申込者)
 住 所
 名 称
 代表者氏名

高島市で開催されるわた SHIGA 輝く国スポ・障スポおよび競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

協賛物品等	品 目	
	規格等	
	単 価	
	数 量	
	総額 (相当額)	
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
引渡予定年月日	年	月 日
その他		

【担当者連絡先】

所 属
 氏 名
 電 話

協 賛 受 領 書

年 月 日

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会
会長

高島市で開催されるわた SHIGA 輝く国スポ・障スポおよび競技別リハーサル大会にかかる協賛物品等を下記のとおり受領しました。

記

協賛物品等	品 目	
	規格等	
	単 価	
	数 量	
	総額 (相当額)	
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
引渡予定年月日	年 月 日	
その他		

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市協賛取扱基準

1 趣旨

この基準は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市協賛取扱要項第6の協賛への謝意に関することについて、次のとおり定める。

2 謝意実施基準

協賛者への謝意を表明する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額	感謝状等	対応方法	対応者
企業・法人・団体	10万円以上	感謝状	贈呈式	会長または副会長
	10万円未満	礼状	郵送または持参	—

3 協賛者名掲載基準

報告書等に協賛者名を掲載する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額	ホームページ	報告書等	協賛物品	協賛者の呼称使用
企業・法人・団体	10万円以上	協賛者バナー貼付、写真および記事掲載	協賛者名掲載	掲載可能物品全てに協賛者名掲載	使用可
	10万円未満	協賛者名掲載			

備考

- (1) 個人協賛は求めないこととするが、申し出があった場合は、別途協議のうえ、対応する。
- (2) 協賛物品については、市価に金額換算して対応する。金額換算が困難である協賛内容については、別途協議のうえ、決定する。
- (3) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ、実施する。
- (4) 協賛者の呼称使用の範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、次の例により無償で使用できる。なお、協賛者の呼称を使用したフレーズの掲載については、事前に実行委員会に内容確認のうえ、使用すること。

(例)

〇〇〇は、
わた SHIGA 輝く国スポ
わた SHIGA 輝く障スポ
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ

高島市開催
競技を応援しています。
〇〇競技会を応援しています。
〇〇競技会の協賛企業です。

※市・競技を限定せずに、大会全体を指す呼称は使用できません。

【使用可能例】

〇〇〇は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市開催競技を応援しています。

【使用不可例】

〇〇〇は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポを応援しています。

(5) この基準に定めのない事項については、別途協議のうえ、対応する。

わた SHIGA 輝く国スポ高島市ボランティア募集要項

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」および競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）において、市民一人ひとりが様々な形で積極的に参加し、夢や感動、連帯感を共有できる大会とするため、運営に携わるボランティアの募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集主体

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 活動内容

本市で開催する競技会の運営に携わるボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

区分	主な内容
受付・案内	競技会場における受付、案内、資料配布等
休憩所	休憩所におけるおもてなし
弁当配布	弁当引換所における弁当の配布および空き箱等の回収
会場整理	競技会場における会場準備、来場者の誘導
環境美化	競技会場内外の美化、清掃、草花等への給水
駐車場整理	競技会場周辺および駐車場での交通整理、誘導
その他	上記のほか、競技会運営に関する活動

4 募集期間

令和5年10月2日（月）から令和7年5月30日（金）までとする。ただし、実行委員会は必要に応じて変更できる。

5 応募要件

ボランティア活動時に中学生以上であり、次の各号のいずれかに該当すること。ただし、応募時点で18歳未満の方の申込みについては、保護者の同意を得なければならない。

- (1) 高島市に在住、通勤、通学している個人
- (2) 高島市に活動拠点を有する団体
- (3) 上記以外に、実行委員会が必要と認めた個人および団体

6 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入し、実行委員会に持参、郵送、FAXまたは電子メール

のいずれかにより申し込む。ただし、18歳未満の方の申込みについては、保護者の同意が必要となるため、持参または郵送に限る。

7 登録・取消

- (1) 実行委員会は、応募要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。
- (2) 実行委員会は、次の場合に登録を取り消すことができる。
 - ア 本人または団体から申し出があった場合
 - イ 大会のイメージを損なう行為があった場合
 - ウ 大会運営に支障があると判断した場合

8 活動期間

ボランティア登録後から大会終了までとする。ただし、登録時点において小学生の場合、活動開始（研修会等を含む。）は中学生になってからとする。

9 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容については、実行委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

10 研修等

実行委員会は登録者に対して、大会に関する認識を深め、円滑な大会運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を実施する。

11 報酬および交通費等

- (1) ボランティア活動、説明会および研修の参加に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。ただし、食事等については必要に応じて実行委員会が支給する。
- (2) 登録者であることが識別できる服飾等については、必要に応じて実行委員会が支給する。

12 保険

ボランティアの活動および研修等にあたっては、必要に応じて実行委員会の負担で「傷害保険」および「損害賠償責任保険」に加入する。それ以外の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わない。

13 個人情報の取扱い

応募者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。

ただし、申込時にわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」と

いう。)への情報提供に同意している登録者の情報に限り、県実行委員会からの要請に応じて提供することができる。

14 写真および動画の取扱い

応募者の活動等の状況が撮影された写真および動画は、大会の活動等の状況を報告する目的の限りにおいて、実行委員会のホームページおよびその他広報媒体ならびに大会報告書に掲載することができる。

15 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、令和5年6月29日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ高島市ボランティア登録申込書（個人用）

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会 行
 （高島市教育委員会国スポ・障スポ大会推進課内）

令和 年 月 日

ふりがな		性別	男・女
氏名			
生年月日	昭和・平成 年 月 日 歳（申込当日現在）		
住所	〒 滋賀県		
電話番号	※日中に連絡がとれる電話番号をご記入ください	勤務先・学校名等	
E-mail			
<p>【同意書】※ 申込者が高校生以下の場合は、必ず記入してください。 上記の者について、わた SHIGA 輝く国スポ高島市ボランティアへ参加することに同意します。</p> <p>保護者氏名（署名） (続柄) 住所・連絡先</p>			
希望する業務	第1希望（ ）、第2希望（ ）、第3希望（ ） ※下記の業務から選んで番号を記入してください。特に希望がない場合は、第1希望欄に⑤と記入してください。ただし、ご希望に沿えない場合があります。 ①受付・案内 ②競技会場 ③環境美化 ④おもてなし ⑤特に希望なし		
特記事項	※活動に活かしたい特技・経験、希望等があれば記入してください。		
<p>個人情報の取扱いについて</p> <p>応募者の個人情報については、高島市実行委員会が主催する大会運営のために活用し、その他の目的には使用しません。ただし、滋賀県が募集する大会運営ボランティア等への情報提供に同意された方は、滋賀県実行委員会へ参考情報として提供します。</p> <p>参考情報としての提供に同意しますか。 <input type="checkbox"/>同意します。 <input type="checkbox"/>同意しません。 （チェックの記入がない場合は、情報提供は行いません。）</p>			

わたSHIGA輝く国スポ高島市ボランティア登録申込書(団体用)

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会 行
(高島市教育委員会国スポ・障スポ大会推進課内)

令和 年 月 日

団体名		団体人数	
団体住所	〒		
ふりがな		性別	男・女
代表者氏名			
生年月日	昭和・平成 年 月 日 歳(申込当日現在)		
代表者住所	〒 滋賀県		
代表者連絡先 (電話番号)	※日中に連絡がとれる電話番号をご記入ください		
E-mail			
希望する業務	<p>※別紙「登録団体名簿」に、第1希望から第3希望まで、下記の業務から選んで番号を記入してください。特に希望がない場合は、第1希望欄に⑤と記入してください。</p> <p>ただし、御希望に沿えない場合があります。</p> <p>①受付・案内 ②競技会場 ③環境美化 ④おもてなし ⑤特に希望なし</p>		
<p>個人情報の取扱いについて</p> <p>応募者の個人情報については、高島市実行委員会が主催する大会運営のために活用し、その他の目的には使用しません。ただし、滋賀県が募集する大会運営ボランティア等への情報提供に同意された方は、滋賀県実行委員会へ参考情報として提供します。</p> <p>参考情報としての提供に同意しますか。</p> <p><input type="checkbox"/>同意します。 <input type="checkbox"/>同意しません。</p> <p>(チェックの記入がない場合は、情報提供は行いません。)</p>			

【登録団体名簿】

(団体名:)

No.	ふりがな	性別	生年月日	年齢	保護者同意		連絡先 電話番号	希望する業務
	氏名				保護者氏名	続柄		
代表者		男	昭和 . .					1
		女	平成 . .					2 3
2		男	昭和 . .					1
		女	平成 . .					2 3
3		男	昭和 . .					1
		女	平成 . .					2 3
4		男	昭和 . .					1
		女	平成 . .					2 3
5		男	昭和 . .					1
		女	平成 . .					2 3
6		男	昭和 . .					1
		女	平成 . .					2 3
7		男	昭和 . .					1
		女	平成 . .					2 3
8		男	昭和 . .					1
		女	平成 . .					2 3
9		男	昭和 . .					1
		女	平成 . .					2 3
10		男	昭和 . .					1
		女	平成 . .					2 3

※高校生以下の方は、保護者の同意が必要です。保護者同意欄については署名をお願いします。

※「希望する業務」欄には、第1希望から第3希望まで、希望する業務番号を記入してください。

※用紙が不足する場合は、コピーしてご使用ください。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市観光接伴実施要項

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市観光接伴基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）を温かくお迎えするとともに、本市の多彩な魅力を紹介し、もう一度訪れていただける心のこもったおもてなしの提供について、必要な事項を定める。

2 実施内容

(1) 観光

大会参加者等に本市の観光地や物産品、自然、歴史および文化等を紹介するため、観光パンフレット等を案内所や競技会場で配布するとともに、ホームページやSNS等で発信する。

(2) 接伴

ア 関係機関および関係団体等の協力を得て、接遇意識の高揚を推進するほか、競技会係員やボランティア等に必要に応じて研修を行う。

イ 大会終了後の本市への誘客を図るため、競技会場において本市の魅力ある食を提供するコーナーを設置し、大会参加者等との交流を図る。

3 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における観光接伴についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(3) 第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」については、「第24回全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」に基づき実施する。

付 則

この要項は、令和5年6月29日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市案内所・休憩所設置要項

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市観光接伴基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う案内所および憩いの場、交流の場として利用するための休憩所の設置および運営に関し、必要な事項を定める。

2 案内所の設置

案内所は、総合案内所および受付案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は、関係機関および関係団体等（以下「関係機関等」という。）と協議のうえ主要駅等に設置する。また、受付案内所および休憩所は、各競技会場に設置する。ただし、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、必要に応じてこれを変更できる。

4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、受付案内所および休憩所の設置期間は、各競技会の開催期間とする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できる。

5 開設時間

総合案内所の開設時間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、受付案内所および休憩所の開設時間は、原則として開会行事または競技開始の1時間前から競技終了または閉会行事終了後30分までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できる。

6 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 総合案内所の管理運営に関すること。
- イ 競技の案内に関すること。
- ウ 交通、宿泊および観光・物産等の案内に関すること。
- エ 配布物の管理に関すること。
- オ 総合案内所周辺の装飾の管理に関すること。
- カ その他各種案内に関すること。

(2) 受付案内所

- ア 大会参加者等の受付案内および資料等の配布に関する事。
- イ 競技の案内に関する事。
- ウ 交通、宿泊および観光等の案内に関する事。
- エ 迷子、遺失物・拾得物の取扱いに関する事。
- オ その他各種案内に関する事。

(3) 休憩所

- ア 大会参加者等への飲食物等の提供に関する事。
- イ その他休憩所の運営に関する事。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所および休憩所の設置についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」については、「第24回全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」に基づき実施する。

付 則

この要項は、令和5年6月29日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市売店設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市観光接伴基本計画」に基づき、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の便宜を図るとともに、本市の特産品等の紹介ならびに販売を促進するため、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する売店の設置および運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店の設置場所は、各競技会場とする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できる。

3 設置期間

売店の設置期間は、各競技会の開催期間中とする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できる。

4 開設時間

売店の開設時間は、競技開始 1 時間前から競技終了後 30 分までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できる。

5 出店数、位置および規模

出店数および出店位置は実行委員会が決定し、売店規模は、1 ブース当たり約 20 m²（2 間×3 間のテント相当）とする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できる。

6 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国スポ関連グッズ

国民スポーツ大会標章またはわた SHIGA 輝く国スポ・障スポマスコットキャラクター「キャプフィー・チャップフィー」等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会またはわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの。

(2) 郷土物産品

高島市の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。

(3) スポーツ用品

(4) 飲食物（アルコール飲料を除く。ただし、実行委員会が郷土物産品と認めるものは、販売品目とすることができる。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ法令等の規定に基づく適正な表示がなされているものであること。

イ 現地調理品

あらかじめ営業許可施設等において処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理または加工のみを行うものであること。

(5) 宅配便

(6) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等（以下「障害者就労施設等」という。）による製品

(7) その他実行委員会が特に必要と認めるもの

7 出店者の条件

売店の出店者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 申請書提出時において、高島市内で1年以上店舗を有して営業を継続している者

イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

ウ 第74回国民体育大会（以下「国体」という。）以降の国体・国民スポーツ大会およびその競技別リハーサル大会に出店実績がある者

エ その他実行委員会が認めた者

(2) 次の条件を全て満たす者

ア 各競技会の開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。

イ 法令等により許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登録を受けていること。

ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、申請書提出時より過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、申請書提出時より過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。

オ 申請書提出時において、高島市税（高島市が賦課徴収するものに限る。）の滞納がないこと。

キ 高島市暴力団排除条例第2条第3号または第4号に規定する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また、販売員として暴力団員等を使用し、または雇用していないこと。

8 経費負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、実行委員会が定める出店料を負担する。
- (3) (2)の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者については、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認した者に対し、売店出店料免除決定通知書（様式第8号）を発行する。

ア 障害者就労施設等

イ その他実行委員会が特に必要と認めた者

- (4) 出店者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこととし、振込手数料は出店者が負担する。
- (5) 既納の出店料は、還付しない。ただし、出店者の責めに帰することができない理由によるとき、その他特別な理由があると実行委員会が認めたときは、出店料の全部または一部を還付することができる。

9 運営設備等

出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備し、その他必要な設備等（発電機等）については出店者が準備する。なお、実行委員会の許可を受けて火気または燃料等危険物を使用する出店者にあつては、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、ブース内に消火器を設置しなければならない。

- (1) テント（2間×3間） 1張以内（四方幕を含む。）
- (2) 長机 6台以内
- (3) 椅子 4脚以内

10 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、実行委員会に提出する。

- (1) 売店出店概要書（様式第2号）
- (2) 売店従事者および搬入車両予定表（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) 市税の納税証明書（写しても可、該当者のみ）
- (5) 出店者および販売員の本人確認書類（運転免許証、パスポート等公的機関が発行した顔写真付きで本人確認ができるものの写し）
- (6) その他実行委員会が必要と認めるもの

11 出店者の選定

実行委員会は、前項に規定する申請があつたときは、本要項に基づいて審査するととも

に、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土物産品のPR等を考慮し、適当であると認められた者を出店者として選定する。ただし、当該申請した者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は、当該申請をしたものを優先して選定し、これによることができない場合は抽選により選定する。

- (1) 売店の販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障害者就労施設等
- (3) その他実行委員会が適当と認めた者

12 出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を発行する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

13 保健所への手続き

臨時営業許可等を必要とする出店者については、出店許可決定通知書を受け取ったときは、速やかに管轄保健所に必要な届出を行い、保健所の受付印が押された許可書等の写しを実行委員会に提出しなければならない。

14 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実施本部（以下「実施本部」という。）の職員とし、現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項を監督する。

15 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させなければならない。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 飲食物を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

16 禁止事項

出店者およびその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡し、もしくは転貸し、または管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。

- (3) 指定された場所以外で立ち売りおよび呼び込み販売をすること。
- (4) 競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理、加工等をする事。
- (5) 許可された販売品目以外のものを販売すること。
- (6) アルコール飲料の販売および試飲を含む無償提供をすること。ただし、試飲を含む無償提供をせず、実行委員会が郷土物産品と認めたアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (7) 危険物を販売および無償提供をすること。
- (8) 拡声器および音響機器類を使用すること。
- (9) 実行委員会の許可を受けていない火気器具および燃料等危険物を使用すること。
- (10) その他大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

17 遵守事項

出店者およびその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店およびその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 販売品等の搬入または搬出に使用する車両には、実行委員会が交付する駐車許可証を指定された位置に掲示すること。なお、原則として搬入車両は1売店につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入、陳列および搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 服飾は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が交付するIDカードを着用すること。
- (8) 接客にあたっては、おもてなしの心を持ち、親切で丁寧な対応を心がけること。
- (9) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (10) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときは、その指示に従うこと。
- (11) 従事者の変更、追加、削除等があつた場合には、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (12) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会および売店監督員の指示に従うこと。

18 管理運営

売店における販売品および売店備品の管理は、出店者の責任において行うこととし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わない。

19 事故等発生時の対応

売店において事件または事故が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたるとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従わなければならない。また、不審者または不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

20 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当するときは、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償および既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令および本要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請または不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

21 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会が当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

22 賠償責任

出店者および従事者は、競技会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その賠償の責任を負うこととし、損害賠償に備え、損害保険等に参加しておくこと。

23 補填および補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填および補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良、自然災害その他実行委員会が予測できない理由により、出店が中止または縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を実行委員会に請求することはできない。

24 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店の設置運営についても、必要に応じてこの要項を

準用する。

- (3) 第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」については、「第24回全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」に基づき実施する。

付 則

この要項は、令和5年6月29日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会
会長 様

申請者住所

商号または名称

代表者役職名・氏名

電話番号

売店出店申請書

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会が運営する競技会場内に売店を出店したいので、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市売店設置要項第10の規定に基づき申請します。

記

- 1 出店希望競技 _____
- 2 出店希望会場 _____
- 3 出店希望形態 テント（1張）・その他（ _____ ）

4 添付書類

- (1) 売店出店概要書（様式第2号）
- (2) 売店従事者および搬入車両予定表（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) 市税納税証明書（写しても可）
- (5) 出店者および販売員の本人確認書類（運転免許証、パスポート等公的機関が発行した顔写真付きで本人確認できるものの写し）
- (6) その他実行委員会が必要と認めるもの

※ 本申請書（添付書類含む）は、出店を希望する会場ごとに提出してください。

様式第2号

売店出店概要書

(ふりがな) 商号または名称			
出店希望競技		出店希望会場	

(ふりがな) 代表者役職名・氏名			
所在地	〒		
連絡先	【電話】	【FAX】	
出店担当者	【氏名】	【携帯電話】	
業種			
主な取扱品目 (該当品目を○で囲む)	国スポ関連グッズ・郷土物産品・スポーツ用品・飲食物 宅配便・その他()		
国体等出店実績	有(国体・国スポ) ・ 無		
営業開始年月日	年 月 日	従業員数	人
営業に関して取得 した許可等の種類	種類	番号	取得年月日
			年 月 日
過去1年間の法令 違反等処分歴の有無	有 ・ 無	過去3年間食中毒 発生事故歴の有無	有 ・ 無

販売品目価格等一覧

番号	商品名	予定数量	販売価格	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※不足する場合は、別紙（任意の様式）に追加してください。

※備考欄には、製造責任者、承認番号、商品内容等について記入してください。

様式第3号

売店従事者および搬入車両予定表

商号または名称			
出店希望競技		出店希望会場	

1 従事者名簿

従事日	売店責任者	従事者	従事者	従事者
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな

※従事する可能性がある者全員の氏名を記入してください。

2 車両予定表

使用日	車両種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
月 日			有・無	
月 日			有・無	
月 日			有・無	
月 日			有・無	
月 日			有・無	

※車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」などを記入してください。

※搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※駐車車両は原則1台ですが、会場によっては駐車場を準備できない場合があります。

※ケータリングカーにて販売を行う場合は、車両サイズ等を備考欄に記入してください。

3 持込備品一覧表（実行委員会が設営する備品以外のもの）

備品名	規格等	持込目的

※電源、火気の使用に伴う備品を記入してください。（発電機、プロパンガス等）

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会
会長 様

申請者住所

商号または名称

代表者役職名・氏名

誓約書兼承諾書

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会が運営する競技会場内の売店出店申請に当たり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、実行委員会が本承諾書をもって関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請に当たり、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市売店設置運営要項を遵守します。
- 2 高島市暴力団排除条例第2条第3号または第4号に規定する暴力団員および暴力団員等ではありません。
- 3 従業員として、暴力団および暴力団員等を使用し、または雇用していません。
- 4 出店品目の販売において、法令等に違反して、過去1年間処分を受けていません。
また、飲食物を販売する場合、過去3年間食中毒等における行政処分を受けていません。
- 5 出店に際して、出店に伴う位置、時間等の運営方法について、実行委員会に対し異議申立てを行いません。

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会
会長 ⑩

売店許可決定通知書

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり決定しました。

つきましては、下記指定口座へ _____ 年 月 日 () までに
出店料を納入してください。

また、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市売店設置運営要項第13の規定に基づき、
営業許可を必要とする出店者については、_____ 年 月 日 () までに保健所の
受付印が押された許可証等の写しを提出してください。

記

- 1 出店会場 _____ (競技名: _____)
- 2 出店形態 テント _____ 張 ・ その他 (_____)
- 3 出店料 _____ 円
- 4 指定振込口座 滋賀銀行 新旭支店 普通
口座番号: 439036
口座名義人: わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会

※振込手数料については、出店者負担となりますのでご了承ください。

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会
会長 ㊟

売店出店許可証

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

許可番号	
商号または名称	
代表者役職名・氏名	
出店許可会場	(競技名：)
出店許可期間	年 月 日 () ~ 月 日 ()
出店許可品目	
駐車許可台数	台
遵守事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市売店設置運営要項および関係法令を遵守すること。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会
会長 様

申請者住所

商号または名称

代表者役職名・氏名

売店出店料免除申請書

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会が運営する競技会場内への売店出店料について、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市売店設置運営要項第8(3)の規定に基づき免除申請します。

記

1 出店希望会場 _____ (競技名: _____)

2 免除理由 (該当項目の左欄に○印を記入)

	障害者就労施設等
	その他 (_____)

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会
会長 ㊟

売店出店料免除決定通知書

年 月 日付けて申請のあった、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会が運営する競技会場内の売店出店料については、下記のとおり免除します。

記

- 1 免除対象会場 _____ (競技名： _____)
- 2 免除理由 (左欄の○印の記入がある項目に該当します。)

	障害者就労施設等
	その他 (_____)

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市歓迎装飾実施要項

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市観光接伴基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者を温かく迎えるとともに、市民の開催気運や歓迎ムードを高めるための歓迎装飾について、必要な事項を定める。

2 実施内容

(1) 装飾場所

競技会場および主要駅、その他必要と認められる箇所に設置する。

(2) 装飾内容

横断幕、懸垂幕、のぼり旗、プランター等を設置する。なお、設置の際は、景観等に配慮し、華美・過大な装飾は避けるとともに、関係機関、関係団体および企業等の協力、市民運動との連携を図りながら効果的な装飾に努める。

(3) 装飾期間

歓迎装飾の実施期間は、施設管理者等と協議のうえ、装飾ごとに適切な期間を定める。

3 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における歓迎装飾についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(3) 第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」については、「第24回全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」に基づき実施する。

付 則

この要項は、令和5年6月29日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市リハーサル大会実施要項

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「国スポ・障スポ」という。）の開催に備え、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会の「第79回国民スポーツ大会競技別リハーサル大会開催基準要項」および「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市競技運営基本計画」に基づき、競技会運営能力の向上と市民の気運醸成を図るため、県、競技団体および関係機関等（以下「県等」という。）と協力して競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）を開催する。

2 大会の運営

大会の運営は、原則として国スポ・障スポに準じて実施するものとし、県等と協力し、効率化を図り創意工夫を凝らした大会運営に努める。

3 内容

(1) 実施本部の設置

大会の運営に万全を期するため、大会実施本部を設置する。

(2) 競技運営

競技運営の主管である県競技団体と緊密な連携のもと、合理的かつ効率的に行う。

(3) 競技役員等の編成

競技役員等の編成は、可能な限り国スポ・障スポに準じて行う。ただし、大会の規模や競技団体の実情等に応じた編成とする。

(4) 施設

大会で使用する競技会場および練習会場は、原則とし国スポ・障スポで使用する会場を充てることとし、国スポ・障スポ開催を見据え、大会の規模や趣旨に応じた会場設営を行う。

(5) 競技用具の整備

大会に必要な競技用具は、できる限り現有するものを活用することとし、不足する場合は、借用での対応を基本とする。ただし、新たに購入するときは、国スポ・障スポでの使用を考慮し、必要最低限とする。

(6) 記録

競技記録の収集および速報については、競技団体と緊密な連携のもとに、迅速かつ正確に処理するよう努める。

(7) 式典

開・閉会式および表彰式は、競技運営に支障のないよう簡素化に努める。

(8) 観光・接伴

大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者

(以下「大会参加者等」という。)を温かく迎えるため、必要に応じて競技会場等に歓迎装飾や案内所、休憩所等を設置する。また、必要に応じて競技会場に売店等を設置する。

(9) 広報

大会の開催に対する市民の関心を高めるため、各種広報活動を展開する。

(10) 市民協働

多くの市民の参画を得ながら、大会を盛り上げる活動を展開する。

(11) 医事・衛生

大会参加者等の傷病に速やかに対応できるよう、関係機関および関係団体等(以下「関係機関等」という。)の協力を得て、医療救護体制を整えとともに、清潔で快適な環境の整備に努める。

(12) 輸送・交通

大会参加者等の輸送については、原則として既存の公共交通機関を利用する。ただし、競技の特殊性および競技会場への公共交通機関の状況等に応じ、必要と認められるときは、計画輸送を行う。

(13) 警備・消防

大会を安全かつ円滑に運営するため、関係機関等と連携し、雑踏事故、火災およびその他の災害・事故等を未然に防止することに努める。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市実行委員会の各基本計画に準じて実施する。

(2) 第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」におけるリハーサル大会については、「第24回全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」に基づき実施する。

付 則

この要項は、令和5年6月30日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ高島市弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、わた SHIGA 輝く国スポに参加する選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者（以下「大会参加者等」という。）に斡旋し、または支給する弁当の調達について、必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関および団体等の協力を得て、大会参加者等の弁当調達業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、弁当調達計画を策定する。

4 弁当の種類

弁当の種類は、次のとおりとする。

(1) 斡旋弁当

選手・監督、視察員、報道員等に斡旋する弁当をいう。

(2) 支給弁当

競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

5 弁当調達期間

弁当を調達する期間は、斡旋弁当については各競技会の開催期間（公式練習日を含む。）とし、支給弁当については各競技会の準備・運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当の料金

弁当の料金は、公益社団法人日本スポーツ協会が定める第79回国民スポーツ大会（滋賀県）宿泊要項に準じる。

7 弁当調製施設の指定および取消し

(1) 実行委員会は、別に定める基準に基づき弁当調製施設の指定を行う。

(2) 実行委員会は、前項の規定により弁当調製施設を指定するときは、わた SHIGA 輝く国スポ高島市弁当調製施設指定書（様式第1号）を交付する。

(3) 実行委員会は、指定した弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- ア 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部または一部の禁止もしくは期間を定めての停止処分を受けたとき。
- イ 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令および指導に速やかに従わないとき。
- ウ 弁当調製施設の業務を無断で第三者に委託したとき。
- エ その他実行委員会が不相当と認めたとき。

8 弁当引換所の設置および運営

実行委員会は、弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適切な運営を行う。

9 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調達についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、令和5年6月29日から施行する。

(様式第1号)

わた SHIGA 輝く国スポ高島市弁当調製施設指定書

令和 年 月 日

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
高島市実行委員会 会長

わた SHIGA 輝く国スポにおける弁当調製施設として、下記のとおり指定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
大会名	
適用期間	

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市医療救護要項

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市医事衛生基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における医療救護について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関および関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、医療救護を実施する。

3 救護所の配置

(1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師および保健師等を配置する。

(3) その他

救護所には、必要に応じて医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）、医療器具およびAED（自動体外式除細動器）等を配備する。

4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

(1) 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

(2) 練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。

(3) 宿舎における医療救護

宿舎において、大会参加者等に傷病者が発生した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介、または救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに実行委員会に連絡する。

また、実行委員会は本役割について宿舎提供者への周知に努める。

(4) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途、関係機関等と協議して定める。

(5) 医療費の負担

救護所での応急処置に係る費用および救急自動車等による移送費用を除き、医療費は

すべて受診者の負担とする。

5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における医療救護についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」については、「第24回全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」に基づき実施する。

付 則

この要項は、令和5年6月29日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市感染症（防疫）対策要項

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市医事衛生基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における感染症（防疫）対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関および関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、感染症（防疫）対策を実施する。

3 実施業務

(1) 衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、市民および大会参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取り組みを奨励する。

(2) 感染症に関する情報の収集および提供

大会参加者等に感染症が発生した場合は、関係機関等が迅速に対応できるよう必要な連絡体制を整備する。また、本市での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し、大会参加者等への情報提供および注意喚起を行う。

(3) 感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）に対する措置

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、感染症患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努めるとともに、感染の拡大防止に向けて関係機関等の指導・助言を遵守するとともに、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における感染症（防疫）対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(3) 第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」については、「第24回全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」に基づき実施する。

付 則

この要項は、令和5年6月29日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市食品衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市医事衛生基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関および関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、食品衛生対策を実施する。

3 実施内容

(1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者、市民および大会参加者等に食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上に努める。

(2) 食品衛生管理の強化

関係機関等の協力を得て、弁当調製施設、宿泊施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売店に対して食品衛生管理の強化を図り、施設の衛生確保および食品の衛生的取扱いの向上に努める。

(3) 健康管理

関係機関等と連携し、食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底および病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するよう指導する。

(4) 食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関等が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(3) 第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」については、「第24回全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」に基づき実施する。

付 則

この要項は、令和5年6月29日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市環境衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市医事衛生基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関および関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 環境衛生に対する意識の向上

関係機関等と連携し、市民および大会参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

(2) 会場の環境美化

関係機関等と連携し、競技会場および練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

(3) 生活環境の美化

関係機関等と連携し、会場、宿舎等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

(4) 宿舎の衛生対策

関係機関等と連携し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるような宿舎およびその周辺の環境衛生の保持に努めるよう指導する。

(5) 廃棄物の適正な処理

会場等における廃棄物の発生抑制、分別収集を徹底し、可能な限りリユースおよびリサイクルに努める。

(6) 衛生害虫等の駆除

関係機関等の協力を得て、衛生害虫等の発生防止対策の啓発、予防および駆除の指導に努める。

(7) 飲料水の衛生対策

水道事業者、その他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、施設等の維持管理に関する指導の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

(8) 動物の適正管理

関係機関等と連携し、会場、宿舎等の周辺における動物による危害の防止を図る。また、飼い犬、猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努める。

(9) 受動喫煙防止対策

必要に応じて会場等に喫煙所を設置するとともに、受動喫煙防止対策に努める。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」については、「第24回全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」に基づき実施する。

付 則

この要項は、令和5年6月29日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市輸送交通業務実施要項

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市輸送交通基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における輸送交通業務の実施について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関および関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、輸送交通業務を実施する。

3 輸送交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

輸送の対象者は本市で開催する競技会に参加する次の者とする。

- ア 選手・監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 報道員、視察員
- オ 一般観覧者
- カ その他実行委員会が必要と認めた者

(2) 輸送交通業務の実施期間

輸送交通業務の実施期間は、原則として、公式練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

(3) 輸送交通業務の範囲

- ア 輸送交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎、主要な駅および指定駐車場、その他関連諸行事の会場（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。
- イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合および競技会の運営に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。

4 輸送交通業務の内容

(1) 輸送業務の内容

ア 輸送計画の策定

関係機関等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

イ 指定集合地の設定

輸送の効率化を図るため、必要に応じて、関係機関等と協議のうえ、指定集合地を設定する。

ウ 輸送経路の設定

参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関等と協議のうえ、輸送経路を設定する。

エ 輸送案内

必要に応じて、主要な駅等に案内所を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。

オ 広域配宿における輸送

広域配宿によって高島市以外に所在する旅館等を宿舎として利用する場合、必要に応じて当該選手・監督および役員等の輸送を実施する。

カ 同一競技が2市町以上で行われる場合の輸送

同一競技が高島市と高島市以外の会場地で行われる場合の輸送は、関係会場地実行委員会と協議のうえ、必要に応じて、輸送を実施する。

キ 一般観覧者の輸送

一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため、関係機関等の協力を得て、必要な措置を講じる。

ク バス・タクシー乗降場の設置および係員の配置

輸送対象者の利便と安全を図るため、競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に乗降場を設置し、必要に応じて、係員を配置する。

ケ 全国輸送との連携

(ア) 指定下車駅等の設定

県実行委員会と協議のうえ、選手・監督および役員等の下車駅等を、宿泊地の最寄り駅等から1か所以上設定する。

(イ) 指定下車駅からの輸送

指定下車駅等と宿舎の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、市実行委員会は、移動距離および道路交通事情を勘案し、必要に応じて、輸送を実施する。

(2) 輸送力の確保

ア 臨時バスの運行等

必要と認められる場合には、関係機関等に対し、臨時バスの運行、バス路線の変更および停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

イ 車両の確保

計画輸送に使用する車両は、借上げバス・タクシー等により行い、関係機関等の協力を得て、必要台数を市実行委員会が確保する。

ウ 予備車の確保

大会期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

(3) 交通業務の内容

ア 交通規制

各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて、競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

イ 案内・誘導

輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場等およびその周辺に案内・誘導看板等を設置する。

ウ 交通整理

輸送対象者の運行の安全および競技会場等周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

エ 路上駐車防止

交通渋滞や交通事故発生要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて、競技会場周辺等の巡回を行う。

オ 指定駐車場の確保および開設

輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関等の協力を得て、指定駐車場の確保に努める。

なお、指定駐車場と競技会場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

カ 指定駐車場の管理および運営

指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

キ 駐車許可証の交付

利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場の利用者に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを確認することにより、適切な車両誘導および駐車場の円滑な管理運営を図る。

ク 交通環境整備

大会期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、輸送対象者に対し、公共交通機関の利用の促進および自家用車での来場自粛を働きかける。

また、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車の防止および自家用車利用の自粛協力等の啓発を行う。

ケ 道路機能の保全

大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など必要な保全対策および大会期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の計画的な実施について、関係機関へ協力を求める。

5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における輸送交通業務実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

- (3) 第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」については、「第24回全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」に基づき実施する。

付 則

この要項は、令和5年6月22日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市警備消防防災業務実施要項

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市警備消防防災基本計画」に基づき、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における警備および消防防災業務の実施について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施期間

警備および消防防災業務の実施期間は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認める大会前および大会期間中とする。

3 実施場所

警備および消防防災業務の実施場所は、競技会場、練習会場、駐車場等（以下「競技会場等」という。）とする。

4 実施体制

(1) 大会前

実行委員会は、関係機関・関係団体等（以下「関係機関等」という。）との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

(2) 大会期間中

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実施本部内に警備・消防防災業務の担当を配置し、必要に応じて、競技会場等の警備業務および消防防災業務を実施する。

5 警備業務

(1) 基本的事項

競技会場等の雑踏事故およびその他事件・事故の防止に取り組む。

(2) 実施内容

ア 大会前

- (ア) 競技会場等における警備体制の確立に関すること。
- (イ) 実地踏査の実施に関すること。
- (ウ) 通信体制の確立に関すること。
- (エ) 施設・構造物の安全対策の推進に関すること。
- (オ) 警備員等の確保と事前教育および訓練に関すること。
- (カ) 関係機関等との連絡協力体制の確立に関すること。
- (キ) その他必要な警備業務に関すること。

イ 大会期間中

- (ア) 競技会場等における雑踏事故およびその他の事件・事故の防止に関する事。
 - (イ) 競技会場等における交通誘導警備に関する事。
 - (ウ) 選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者および一般観覧者の競技会場等での誘導および混雑防止の措置に関する事。
 - (エ) 競技会場等における犯罪の予防に関する事。
 - (オ) 競技会場等における避難通路の確保に関する事。
 - (カ) 迷子および遺失物等への対応に関する事。
 - (キ) 入退場者管理に関する事。
 - (ク) 不審者、不審物の発見と適切な対応に関する事。
 - (ケ) 競技会場等への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関する事。
 - (コ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関する事。
 - (サ) その他必要な警備業務に関する事。
- (3) 突発重大事案に係る対策
- 突発重大事案に係る対策については、関係機関等と連携を図り実施する。

6 消防防災業務

- (1) 基本的事項
- ア 消防法等関係法令を遵守し、特に競技会場等の消防防災に取り組む。
 - イ 高島市地域防災計画および各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。
- (2) 実施内容
- ア 大会前
 - (ア) 競技会場等における消防防災体制の確立に関する事。
 - (イ) 競技会場等における消防用設備および水利等の点検整備に関する事。
 - (ウ) 消防防災に必要な教育訓練の実施に関する事。
 - (エ) 防火防災意識の高揚と啓発活動の推進に関する事。
 - (オ) 競技会場等での避難訓練に関する事。
 - (カ) 関係機関等との連絡協力体制の確立に関する事。
 - (キ) その他必要な消防防災業務に関する事。
 - イ 大会期間中
 - (ア) 競技会場等における火災等の予防、警戒および鎮圧に関する事。
 - (イ) 競技会場等の救急救助に関する事。
 - (ウ) 競技会場等における避難経路の確保および火災その他の災害発生時における避難誘導に関する事。
 - (エ) その他必要な消防防災業務に関する事。
- (3) 広域配宿に係る対策
- 広域配宿に係る対策については、宿泊地市町および関係機関等と調整し実施する。
- (4) 大規模災害に係る対策

大規模災害に係る対策については、関係機関等と連携を図り実施する。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における警備および消防防災業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」については、「第24回全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」に基づき実施する。

付 則

この要項は、令和5年6月22日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会において、本市で開催される競技会(以下「競技会」という。)の円滑な運営に関し、必要な事務および事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 競技会の開催に必要な方針および計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設および設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催および準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体および関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長および委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 高島市を代表する者
- (2) 高島市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体および関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、高島市長をもって充てる。

2 副会長および常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。ただし、会長が代表者である法人その他の団体との契約その他の法律行為(民事上のものに限る。)については、あらかじめ会長が定めた副会長が実行委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員および役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体または機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問および参与)

第9条 実行委員会に、顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問および参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長および委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定および改廃に関すること。

- (3) 事業計画および事業報告に関すること。
 - (4) 予算および決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて監事、顧問および参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長および常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充て、副委員長は、副会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置ならびに専門委員会への付託および委任に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 前条第5項、第6項および第8項の規定は、常任委員会について準用する。
- 8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項および次条第2項の規定により専門委員会から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告するものとする。
- 4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会および常任委員会(以下「総会等」という。)を招集するいとまがないとき、または総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。

(予算および決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、高島市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この会則は、令和3年11月11日から施行する。

付 則

1 この会則は、令和4年8月17日から施行する。

- 2 この会則の施行の際、現に第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会高島市準備委員会の委員、役員、顧問、参与または専門委員である者は、それぞれ、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会の委員、役員、顧問、参与または専門委員に委嘱されたものとする。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会高島市準備委員会の方針、計画および関係諸規程中「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会」とあるものは、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」と読み替え、「準備委員会」とあるものは、「実行委員会」と読み替えるものとする。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会会則（令和 4 年 8 月 1 7 日施行）第 13 条第 4 項の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第 2 条 専門委員会の名称ならびにわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 専門委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1 人
- (2) 副委員長 1 人

(役員を選任)

第 4 条 委員長および副委員長は、専門委員のうちからわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第 5 条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 専門委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、専門委員の過半数の出席がなければ、開会することができない。ただし、会議に出席できない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、会議に出席したものとみなす。
- 3 会議の議事は、出席専門委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

(専門部会)

第 7 条 委員長は、必要に応じ、専門委員会に専門部会を置き、委任事項について、調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱する。

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会および専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長および部会長が別に定める。

付 則

この規程は、令和4年2月15日から施行する。

付 則

この規程は、令和4年8月17日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民協働に関すること。 5 観光および接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊に関すること。 2 医事および衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送および交通に関すること。 2 警備および消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。